

介護サービス事業者の 運営上の留意事項について

三重県 医療保健部 長寿介護課

目次

1	指定更新	3
2	変更届	4
3	廃止・休止届	6
4	体制届	7
5	業務管理体制の届出	11
6	共生型サービス	13
7	介護サービス情報の公表	14
8	メール配信とメールアドレス登録	15

指定更新

6年間の指定有効期間満了日までに指定更新を受ける必要

(1) 提出書類

①指定更新申請書

②添付書類 ※様式は、ホームページからダウンロード

(2) 提出部数

2部

(3) 提出先

三重県 医療保健部 長寿介護課

(4) 更新案内

更新対象事業所・施設あてに案内文書を発送（半年分単位で年2回実施）

変更届①

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は届出が必要

(1) 提出書類

①変更届出書

②添付書類 ※変更事項によって、添付書類が異なる

(2) 提出部数

2部

(3) 提出先

事業所の所在地を所管する県の地域機関（保健所・福祉事務所）

変更届②

No.	変更があった事項	添付書類
1	事業所（施設）の名称	運営規程
2	事業所の所在地	運営規程、事業所（施設）の平面図等
3	事業所（施設）の電話番号・FAX番号	不要
4	代表者の氏名、生年月日、住所	誓約書、履歴事項全部証明書
5	管理者の氏名、生年月日、住所	勤務形態一覧表 ※訪問看護：資格証等の写 ※訪問看護、介護保険施設：経歴書
6	サービス提供責任者（訪問介護）の氏名、生年月日、住所	勤務形態一覧表、資格証の写
7	運営規程	変更後の運営規程 ※その他添付書類あり
8	資格要件のある職種に従事する従業者の変更	勤務形態一覧表、資格者証の写

※ホームページの「変更届添付書類一覧表」「変更届Q&A」をご確認ください。

廃止・休止届

廃止・休止しようとする日の1ヶ月前までに届出が必要（休止期間は、最長1年）

（1）提出書類

①廃止・休止届出書

②利用者の移管先リスト

（2）提出部数

2部

（3）提出先

事業所の所在地を所管する県の地域機関（保健所・福祉事務所）

体制届①

介護給付費算定に係る体制等に変更があった場合は届出が必要

(1) 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

③添付書類

(2) 提出部数

2部

(3) 提出先

事業所の所在地を所管する県の地域機関（保健所・福祉事務所）

体制届②

(4) 提出期限

①居宅系サービス事業所（訪問系・通所系・福祉用具）

毎月15日までに届出 ⇒ 翌月から算定可能

毎月16日以降に届出 ⇒ 翌々月から算定可能

②介護保険施設、短期入所系サービス事業所

月の初日に届出 ⇒ 当該月から算定可能

月の初日以外に届出 ⇒ 翌月から算定可能

(5) 注意点

- ・ 確実に算定できることが見込まれた時点で提出
- ・ 加算を不要とする場合は、その状況が確実になった時点で、速やかに提出

体制届（※加算・減算）③

○各サービスに共通する加算・減算

加算・減算	内 容
特別地域加算	離島や山村などの一定地域（特別地域）にある事業所がサービス提供した場合の加算
中山間地域等における小規模事業所加算	特別地域以外の中山間地域などにある小規模な事業所がサービス提供した場合の加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域の居住者に対して通常の事業実施範囲を超えてサービスを提供した場合の加算
サービス提供体制強化加算	介護福祉士の配置割合や職員の勤続年数、職員に対する研修など一定基準を満たす事業所として県に届け出た事業所に対する加算
介護職員処遇改善加算	介護職員の資質向上の取組、雇用管理・労働環境の取組など一定基準を満たす事業所として県に届け出た事業所に対する加算

体制届④

加算・減算	内 容
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態などの基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたりその情報を活用している事業所として県に届け出た事業所に対する加算
同一建物等減算	サービス事業者と同一の建物や敷地内、集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供した場合
定員超過減算	利用者・入所者の数が事業所・施設の定員を超えている場合
人員基準欠如減算	従業者の配置が事業所・施設の人員基準を満たしていない場合

業務管理体制の届出①

○実施しているサービス数により、届け出る書類が異なる。（下表のとおり）

○事業者として既に届出済みの場合は、提出は不要

○届出内容や届出先の区分が変更になった場合は、14日以内に変更届出書を提出

サービス数	法令遵守責任者選任	法令遵守規程の概略	法令遵守にかかる 内部監査規程の概略
20未満	○		
20以上 100未満	○	○	
100以上	○	○	○

業務管理体制の届出②

区 分	提 出 先	提出部数
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者		
事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	1部
上記以外の事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事(注1)	3部 (注2)
② 地域密着型サービス事業(予防含む)のみを行う事業者であって、全ての事業所が同一市町内に所在する事業者		
	市長 町長	1部
③ ①及び②以外の事業者		
ア 主たる事務所の所在地が三重県内にある介護サービス事業者	三重県知事 (主たる事務所の所在地を管轄する県の保健所・福祉事務所)	3部 (注1)
イ 主たる事務所の所在地が三重県外にある介護サービス事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事	(注2)

(注1) 下記の保健所・福祉事務所に3部提出してください。(受理通知を発行しませんので、うち一部を事業者控えとして「受付印」を押印してお返しします。)

(注2) 提出部数は、当該自治体にお尋ねください。

共生型サービス

介護保険と障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所であれば、もう一方の制度における「共生型サービス」の指定を受けてサービス提供できる。

障害者総合支援法等	介護保険法
<ul style="list-style-type: none">○指定居宅介護事業所○重度訪問介護に係る事業所	<ul style="list-style-type: none">○訪問介護事業所
<ul style="list-style-type: none">○指定生活介護事業所○指定自立訓練（機能訓練）事業所○指定自立訓練（生活訓練）事業所○指定児童発達支援事業所○指定放課後等デイサービス事業所	<ul style="list-style-type: none">○通所介護事業所
<ul style="list-style-type: none">○指定短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none">○短期入所生活介護事業所○介護予防短期入所生活介護事業所

介護サービス情報の公表

○事業所情報の報告は、年1回必要

<対象事業者>

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※ 基準日前の1年間において、介護報酬支払実績額（利用者負担を含む）が100万円を超えている事業所

メール配信とメールアドレス登録

1 メールアドレスの登録方法

ホームページから登録

<https://www.kaigo-asp.jp/mie/entry/>（アドレス変更・照会も同じ）

2 メール配信する事項

- ・介護保険の制度改正に係る情報
- ・厚生労働省の介護保険最新情報
- ・各種研修、説明会等に係る開催案内
- ・インフルエンザや感染症対策、福祉用具の事故等に係る情報
- ・その他高齢者福祉・介護保険関係の各種情報

感染対策のポイント

三重県医療保健部

感染症情報・検査プロジェクトチーム

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策

<新型コロナウイルスの特徴>

■ 主要な感染経路

= 飛沫・エアロゾルの吸入

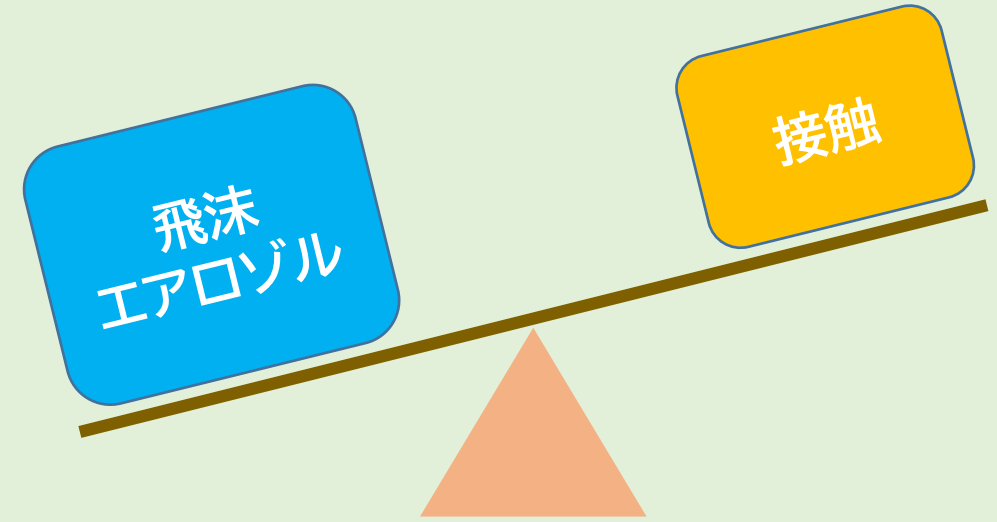
■ 接触感染による伝播

= 当初考えられていたよりは低い

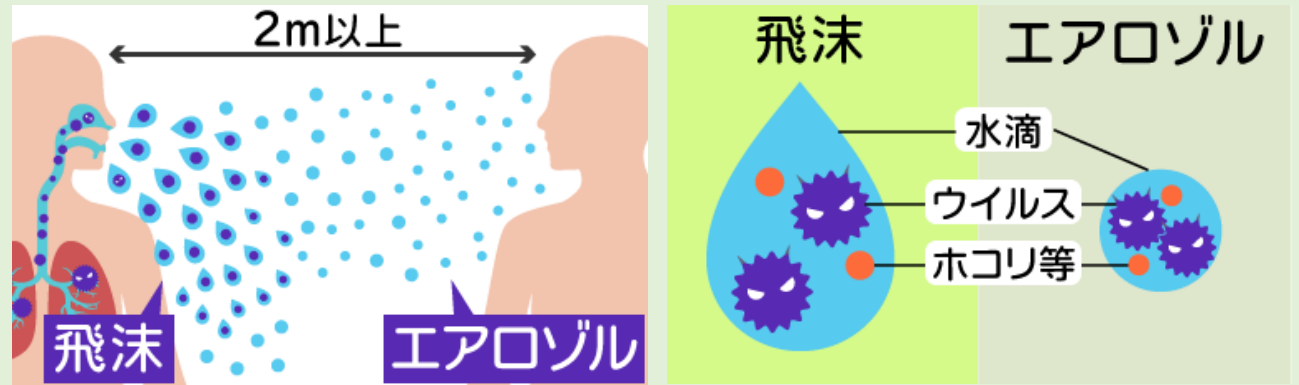
※標準予防策を前提として

■ 効果的な感染伝播の阻止

- ①換気
- ②距離
- ③時間(時間的隔離・短時間)
- ④マスク



<エアロゾルとは？>



※「新型コロナ対策－適切な換気でエアロゾル感染を防ぐ」神奈川県HP
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/about/aerosol.html>

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策

<新型コロナウイルスの特徴>

飛沫、エアロゾル感染対策

- ①換気
- ②距離
- ③時間(時間的隔離・短時間)
- ④マスク



接触感染対策

- ①手やモノについたウイルスの消毒 **＝ 身近なもので除去できる**



- 手洗い
- アルコール (70%以上)
- 次亜塩素酸ナトリウム (0.05%)
- 洗剤 (界面活性剤)
- 熱水 (80℃ 10分間)

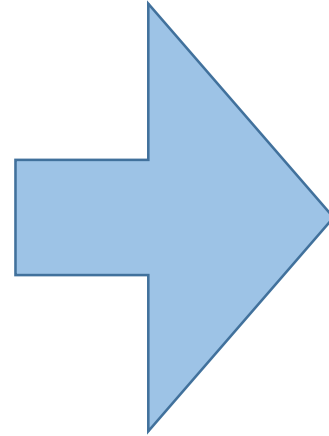
新型コロナウイルスへの効果的な感染対策

実際どういった条件下の時に感染しているのか

効果的な感染伝播の阻止

- ①換気
- ②距離
- ③時間(時間的隔離・短時間)
- ④マスク

の反対にあたること



感染が拡大しやすい条件

- ①換気が悪い
- ②距離が近い
- ③時間を分けられない/接触時間が長い
- ④マスクできない



<利用者－利用者>



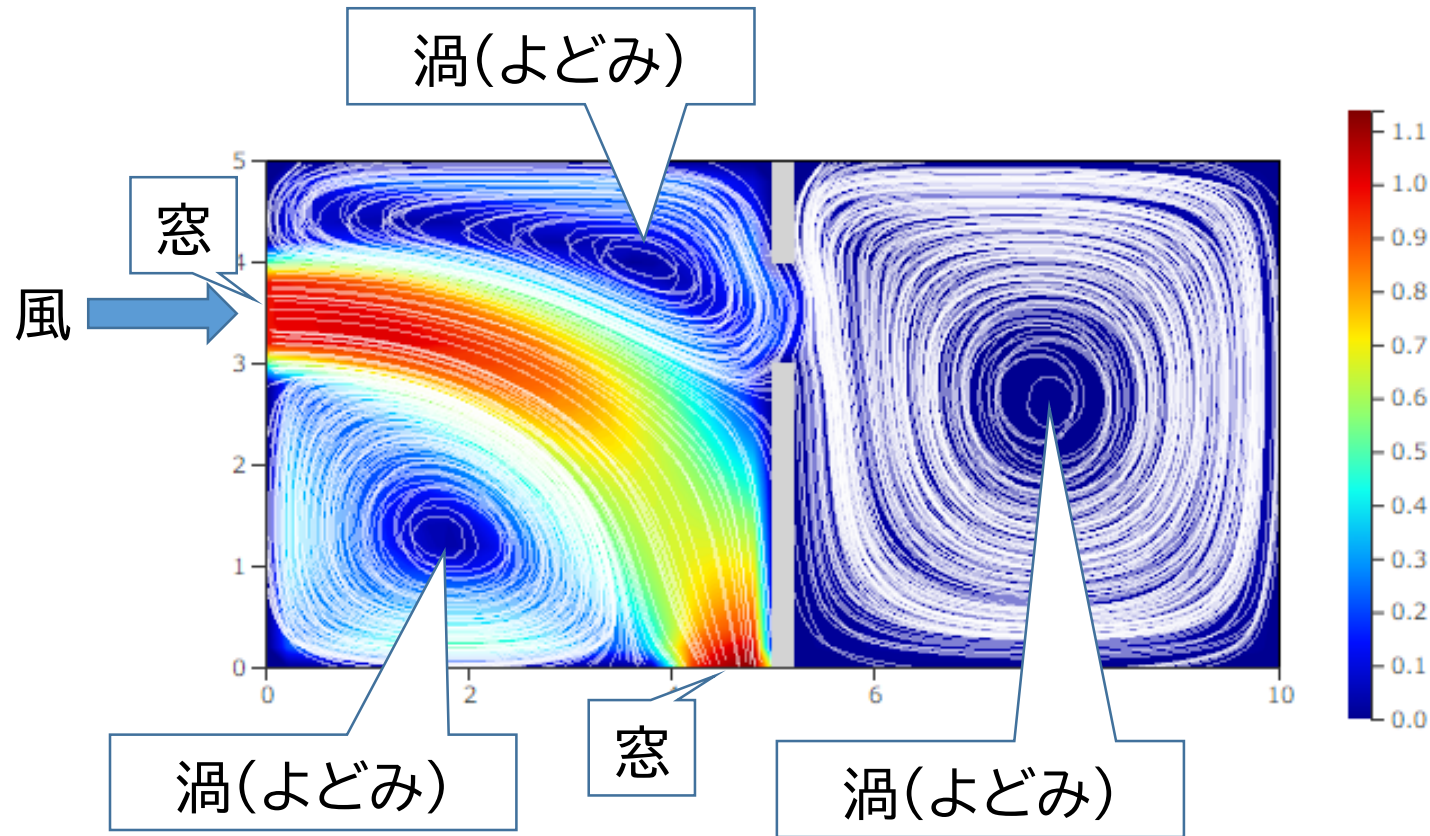
<職員－利用者>



<職員－職員>

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策 —換気—

よどみの存在

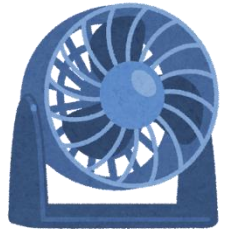
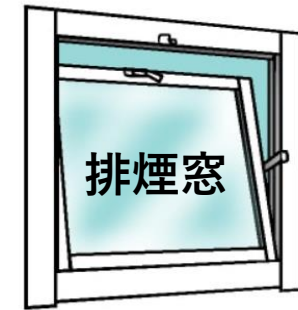


新型コロナウイルスへの効果的な感染対策 —換気—

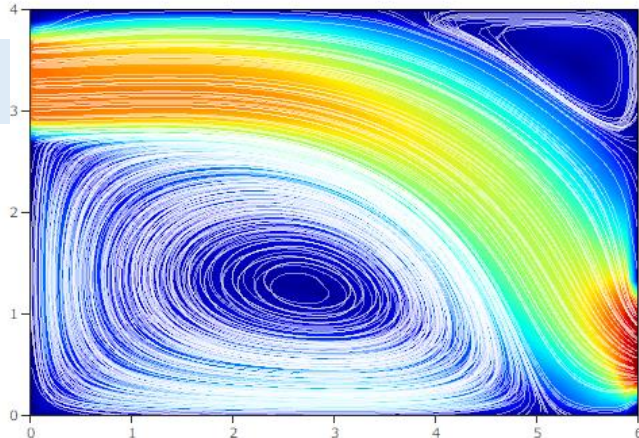
1. 窓開け換気が基本的な換気対策

<対策> **2方向の窓を開け**、常時または間欠的に空気の流れを作る

- 適当な時間をおいて開く窓や出入口の位置を変更
- 扇風機やサーキュレーターでよどみ領域の換気を促進
- 排煙窓など有効活用
- 検温やオムツ交換など訪室時、ケアのついでに換気を行う



入口：窓

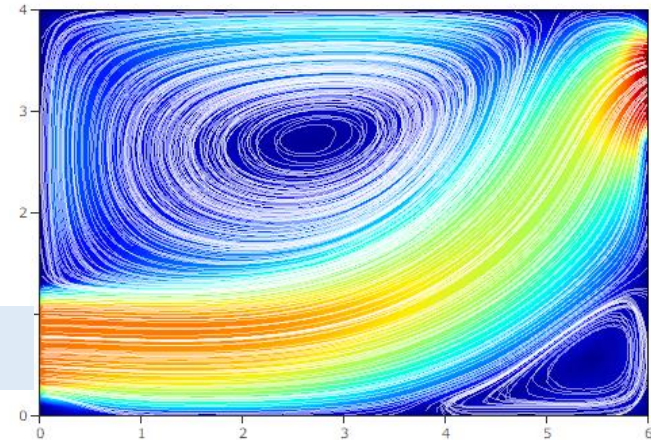


出口：窓

開く窓を変える



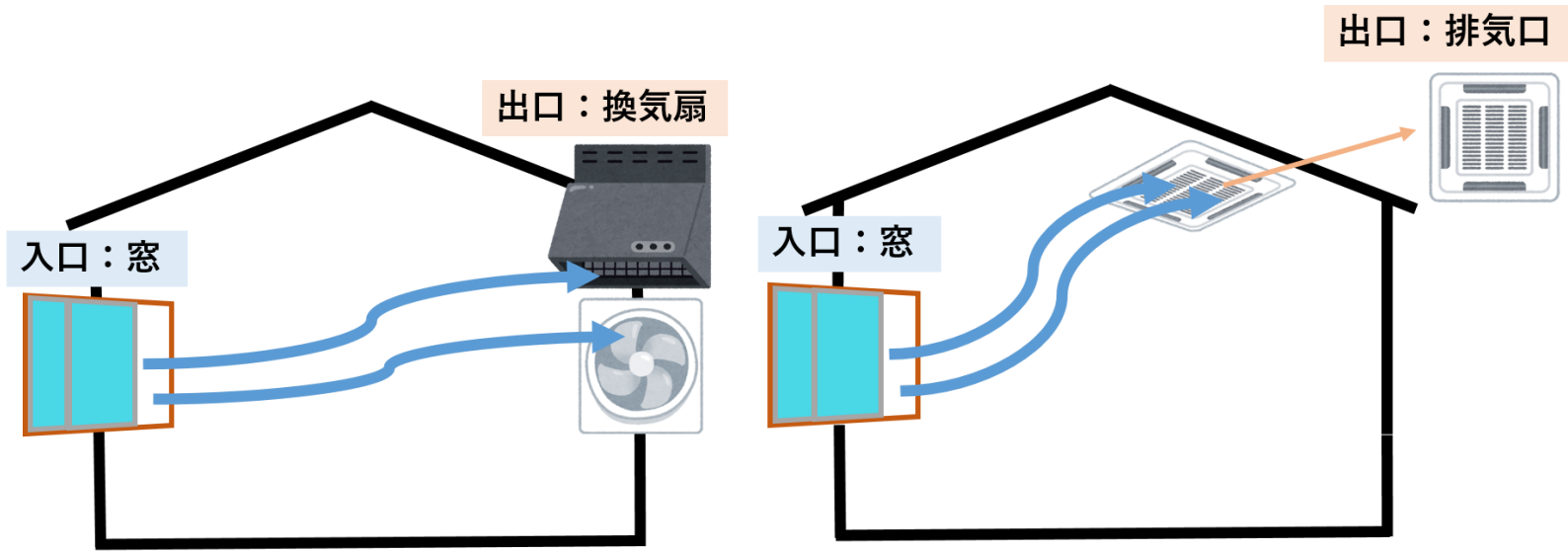
入口：窓



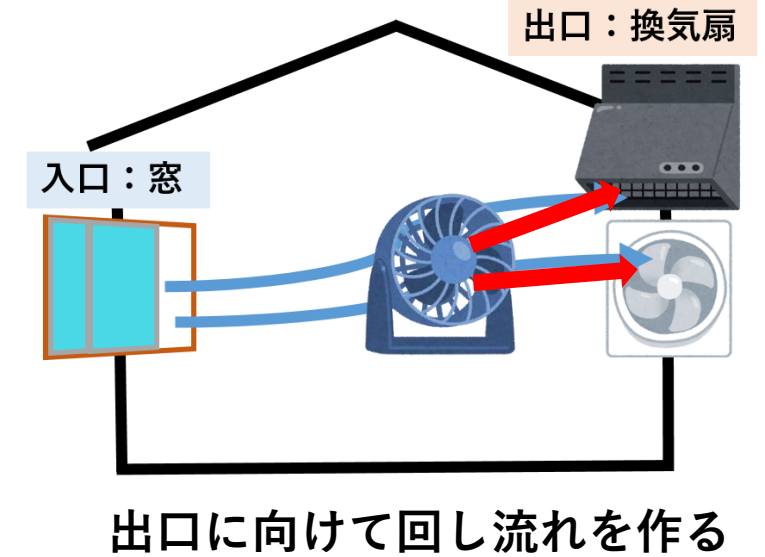
出口：窓

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策 —換気—

2. 機械換気の活用



扇風機やサーキュレーターの利用



3. 空気の流れを確認する

- 空気が流れるように入出口を設定する
- ティッシュや線香、スモークテスターなどを使用して確認する

まとめ

<新型コロナウイルスの特徴>

- 主要な感染経路
= 飛沫・エアロゾルの吸入
- 接触感染による伝播
= 当初考えられていたよりは低い
※標準予防策を前提として
- 効果的な感染伝播の阻止
 - ①換気
 - ②距離
 - ③時間(時間的隔離・短時間)
 - ④マスク

